

# Epilogue —message for you—



「力」こぶを入れていこう!

## 創立75周年を前に ～パラダイムシフトが起きる～

衆議院法制局は、令和5年7月に創立75周年を迎えましたが、ここ2、3年の間に、働き方、そして職務の在り方は、大きな変革を遂げています。

コロナ禍の緊急対応的だった「時差出勤」や「在宅勤務」は、現在ではポスト・コロナのスタンダードとなり、「在宅勤務」が契機の一つとなって、先生方や政党スタッフとのオンライン会議も日常化し、今やAI(デジタル)技術への対応が議論される状況にあります。

それに加え、審査に特化した法案審査部が新設されたことにより、私達の職務は、法制度設計のアドバイスへとこれまで以上に力点が移ってきています。

## パラダイムシフトへの対応 ～「衆法力」を高める～

このような変革の中にあって必要なのは、組織力、すなわち衆議院法制局の力を高めることです。

そのためには、私達一人ひとりがその持てる力を最大限発揮することが重要となりますので、日々の仕事や春・秋の研修などを通じて成長する機会が多く設けられています。

ただ、仕事は、一人でするものではありません。創立以来、「チームでの執務」を特徴としていますので、課内・部内はもちろん、日頃から局長や次長と報告・連絡・相談を密にし、法制度設計のサポートに当たっても、局長から若手職員まで一丸となって取り組む体制の徹底を図っています。



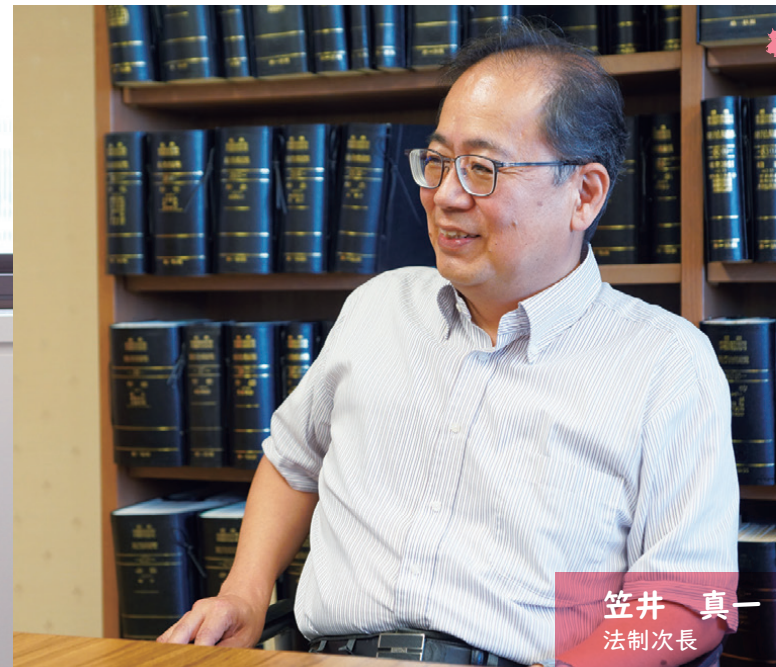
森 恭子  
第一部長

## 「衆法力」を支える人物像 ～「人間力」を磨け～

こうした組織力を更に高め、AIが進化する次世代を担うために求められるのは、やはり人間力を高めることです。

それでは、私達の仕事における人間力とは何でしょうか? 既存の枠組みにとらわれずに解決策を創造する発想力やコミュニケーション力、協調性や継続力などが挙げられますが、感謝の気持ちを持って、誠実に仕事に向き合い「力」を尽くす、このことが一番大切だと思っています。

このように人間力を磨き、創立100周年を目指して、みんなで「力」を合わせて歩いていける人を待っています。



笠井 真一  
法制次長

## 仕事なくなる?

昨今、ChatGPTをはじめとするAI技術の話題が盛んである。曰く、結構グレモノであるとか、まだまだデータ不足であるとか。今後、多くの仕事がAIに取って代わられる、という指摘もあった。多くの人々が漠然とした不安を抱えながらも、技術革新の成果は、一旦世の中に登場すると、自律的・加速度的に進化し、普及していく。パソコンやスマホが、あっという間に一人一台の時代になったように。

さて、法律をつくる私たちの仕事は、生き残れるのだろうか?!

## そこに愛はあるのか!?

### 法律づくりに必要なもの

法律の条文は、実はAIとの親和性が高い。ベースとなる条文データは、ただか約2,000本の現行法律。条文作成のルールには、明治以来100数十年の実務の蓄積があり、そのノウハウは、ほぼ確立している。しかも、条文自体は、極めてロジカルで隙がない。AIに任せられれば、ミスも少なく、短期間で作れることだろう。雑誌の特集記事が組まれている今のうちに、さっさと次の仕事を見つけた方が賢明かも……ということには、100%ならない。絶対に。これだけは断言しよう。

なぜなら、我々の仕事の相手は、生身の人間だからだ。次々と生起する未知の問題に直面し、その解決策を探る。条文づくりは、こうした《法制度設計》の作業の、最終工程の一部分に過ぎない。

人間社会の営みは絶えず変化し、そこに生起する問題は、一つとして同じものはない。また、人間の行動様式は、機械のように“合理的”とは限らない。仮にAIが支配するような社会ができて、あえて、それに逆らって行動することだってあり得る。それに、何より人間には、機械にはない“感情”がある。涙や笑顔、悲しみや喜び。見栄や、プライドもある。客観的には損だと分かっている、何かに突き動かされ、あえてそうした行動をとることがあるのも、人間だ。我々の社会は、こうした血の通った生身の人間が主人公の社会なのであり、そこに、絶対的な最適解や最善手などはあり得ない。

## だからこそAIが必要!?

人間に対する深い洞察、時に不合理な行動をとる人間への深い愛情と共感——これなしに、我々の仕事は成り立たない。

法律づくりに、何よりAI(愛)が必要なのだ。

## 採用情報／近年の採用実績等

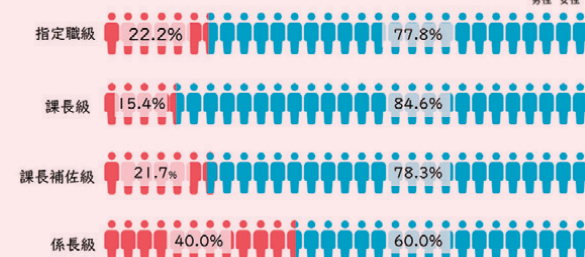
### 採用試験



### 採用実績

試験年度	採用数
令和4年度	1人
令和3年度	1人
令和2年度	1人

### 男女比 (※令和5年8月末現在)



### 第1次試験 (多肢選択式)

基礎能力試験: 一般知能(文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈)、一般知識(社会・人文・自然)  
専門試験: 憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学

### 第2次試験

論文試験: 憲法、行政法、民法  
面接試験

### 第3次試験

口述試験: 憲法を中心とする法律問題  
面接試験

## 勤務条件等

### 身分

特別職の国家公務員である国会職員となります。なお、定年は令和5年度以降段階的に引き上げられ、令和13年度以降は65歳となります。

### 勤務地

原則として、衆議院の施設で勤務し、引越しを要する転勤はありません(留学や出向で勤務地を異にする可能性はあります)。

### 勤務時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分までで、週休2日制が実施されています。フレックスタイム制のほか、早出遅出勤務や在宅勤務の制度があります。

### 給料

一般職の国家公務員の総合職採用者と同等になります。また、通勤手当、住居手当、扶養手当、地域手当、業務調整手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当(賞与)等も同様に支給されます。

### 休暇等

年次休暇(年間20日)、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、出産、看護、忌引、ボランティア等)及び介護休暇があります。また、育児休業、育児短時間勤務、育児時間のほか、配偶者同行休業の制度があります。

### 宿舎

衆議院独自の独身寮(千代田区所在)や世帯宿舎(世田谷区等所在)が用意されているほか、国家公務員合同宿舎が都内及び近県に整備されています。

### 共済組合

職員は、衆議院共済組合の組合員となり、各種の給付を受けることができます。また、全国各地にある国家公務員共済組合連合会の医療施設及び各種保養・宿泊施設を利用できます。

※令和5年8月末現在